

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（概要）

1 改正の趣旨

令和2年3月の地方税法等の改正に伴い関係規定を改正するとともに、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免の特例を定めるため、関係規定を整備するものです。

2 改正の内容

○第2条（課税額）

医療分及び介護納付金分の保険税課税限度額を引き上げるものです。

区 分		課税限度額		引上げ額
		現行	改正	
国民健康 保 険 税	医療分	610,000円	630,000円	20,000円
	後期高齢者 支援金分	190,000円	(改正なし) 190,000円	0円
	介護納付金分	160,000円	170,000円	10,000円
合 計		960,000円	990,000円	30,000円

○第23条（国民健康保険税の減額）

5割軽減、2割軽減の対象者を拡大するため、軽減対象となる所得基準額を引き上げるものです。

軽減割合	改 正 内 容	
7割軽減	改正なし	
5割軽減	現行	前年の合計所得金額が、【33万円+28万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 193万1,000円
	改正	前年の合計所得金額が、【33万円+ 28万5,000円 ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 195万1,000円
2割軽減	現行	前年の合計所得金額が、【33万円+51万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 291万5,000円
	改正	前年の合計所得金額が、【33万円+ 52万円 ×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数】以下の世帯 【例】 3人世帯：給与収入 295万5,000円

○附則第 8 項（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度が創設されたことから、関係規定を整理するものです。

○附則第 9 項（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

附則第 8 項の改正に伴い、関係規定を整理するものです。

○附則第 18 項（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免）

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を行う場合に、その対象となる保険税及び対象となる世帯について、次のとおり規定するものです。

(1) 対象保険税

令和元年度分及び令和 2 年度分の保険税のうち、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているもの。

ただし、加入手続が遅れたことにより、当該期間中に納期限が設定された保険税に、令和 2 年 1 月以前分の保険税が含まれている場合は、その額を除いた額。

(2) 対象世帯

- ア 生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- イ 生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれる世帯であって、規則で別に定める要件に該当する世帯

○附則第 19 項

減免申請の手続について規定するものです。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行します。ただし、改正後のあま市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第 8 項及び第 9 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

令和 2 年度以後の国民健康保険税について適用します。ただし、改正後の条例附則第 18 項及び第 19 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用します。